



Title	アメリカ合衆国における「女性と政治」 - 州議会における女性代表を中心に -
Author(s)	相内, 真子
Citation	北大法学論集, 43(5), 378-340
Issue Date	1993-03-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15497
Type	bulletin (article)
File Information	43(5)_p378-340.pdf



[Instructions for use](#)

アメリカ合衆国における「女性と政治」

—州議会における女性代表を中心に—

相 内 真 子

目 次

- はじめに 「女性と政治」研究：政治学的女性学的アプローチについて
- 第Ⅰ章 女性の政治的過小代表：政治的進出を阻害する諸要因
- 1 「社会化」の側面：伝統的性役割の受容
 - (1) 女性たちに内面化された性役割規範：
「男性の陰謀＝Male Conspiracy」論
 - (2) 強要される性役割規範：慣行化された性差別
 - ①政党による性差別：「二重基準」と「性別役割分業」
 - ②有権者による性差別：女性候補に対する反感と偏見
 - 2 州の「政治文化」的特性
 - 3 「政治構造」：政治活動の機構的・物理的側面
- 第Ⅱ章 女性の「代表」の政治的意味：政治活動におけるジェンダー・ギャップ
- 1 女性議員の政治観：「手をつなぐ政治＝Politics of Connectedness」
 - 2 議会におけるジェンダー・ギャップ
 - 3 女性議員比率と女性関連法案
 - 4 女性のネットワーク：新しい「政策形成システム＝Policy System」の創出
- 第Ⅲ章 政治的過小代表の解消をめざす運動と制度変革
- 1 女性候補に対する支援組織の発展
 - 2 選挙制度の改革による可能性
- むすび

はじめに 「女性と政治」研究： 政治学の女性学的アプローチについて

本論に入る前に、アメリカにおける「女性と政治」研究とは何か、それは政治学の学問領域の中でどのような位置にあるのかについて簡単に触れておきたい。

「女性と政治」と呼ばれる研究は、1960年代後半の女性解放運動が全米各地の大学に波及し、大学改革運動と結びついて成立した「女性学＝Women's Studies または Feminist Studies」が、政治学の領域においてそれ自体の研究関心を進めようとしたところから出発した。

1960年代後半の女性解放運動は、1800年代後半に始まる第一波フェミニズムと区別して第二波フェミニズムと呼ばれている。女性の参政権獲得を運動の達成目標に据えた第一波フェミニズムは、参政権の男女平等を規定した憲法修正19条の発効（1920）以降急速に沈静化していった。これに対して、第二波フェミニズムは、制度的差別の撤廃だけではなく、それを支える社会の性差別的慣行や意識の変革を求める、よりラディカルな運動であった。初期の第二波フェミニズムは、NOW（National Organization for Women＝全米女性機構）に代表される、「社会の主流への女性の完全参加」⁽¹⁾を目指した圧力団体としての組織型運動や、「個人的なことは政治的なことである＝The personal is political.」⁽²⁾を共通の信条として、女性差別に対し時に過激に挑戦する草の根型運動など、多様なフェミニズムの思想や実践の形態を生みだし、公民権運動やベトナム反戦運動とともに、アメリカ社会全体に大きなインパクトを与えてきた。

1970年代初頭、学問を女性の視点から捉え直す「女性学」の科目や学部が多くの大学に創設されていった。大学改革運動の中で、学問における研究主体および研究対象としての女性の不在や無視が、フェミニズムによって批判されてきたからである。この「女性学」という新しいアプローチは、文学、歴史学、心理学、社会学、法学、経済学、医学、生物学など多くの学術分野にとりいれられ、その結果「女性と～」という新しい研究領域が形成された。

女性学は、「女性」という共通の課題でさまざまに結びつき、対象の普遍性によって既存の学問領域を超える学際的性格をもつものであった。まさにこの

ような意味において、女性学には、従来の学問の研究対象や研究手法、さらには研究課題など、既存の分析枠組みを大きく変容させる可能性が期待されたのである。実際、政治学における女性学的アプローチである「女性と政治」研究の成立と発展に対しても、このような役割が期待されていた。しかしそのような期待にもかかわらず、「女性と政治」の研究領域の成立がはっきり認められるようになるのは、公平にみて、その研究成果が発表され始める1970年代後半であると思われる。すなわち他の学問領域に比べ、政治学的女性学的アプローチは遅れて開始されたということが出来る。

その理由として、J. エバンス (1986) は、女性政治学者が非常に少なかったこと、そしておそらくはそれと無関係ではない、政治学者間の女性学に対する低い評価、の二つをあげ、これらが既存の政治学に対する内部からのラディカルな挑戦を困難にしてきたと指摘している⁽³⁾。これに加えてC. ベイトマン (1989) は、民主主義論の視点から問題を指摘し、そもそもこれまでの民主主義の概念が女性の存在を無視し続けてきたこと、すなわち民主主義の議論の中では、フェミニズムの思想や男女の力関係の構造についての理解などは論ずるに値しないとされ、また階級的不平等が政治的平等を侵害するという認識が一般的であるのに対し、性の不平等が政治的不平等に関係があるという認識は欠如していること、また「自由」や「同意」の議論が女性に適用されるものとは考えられておらず、「個人」や「市民」とは「男性」を指すものとしか考えられていないこと、等を批判する⁽⁴⁾。

しかしながら、N. コヘイン (1981) が述べているように、1970年代後半以降、「女性と政治」をめぐる状況には、二つの点で大きな変化がみられるようになった。これらの変化によって、「女性と政治」研究は、M. K. ジェニングス (1981) が「政治研究のアプローチにおけるこれまでの不均衡を是正する試み」⁽⁵⁾と呼んだ以上のインパクトを政治学に与える可能性を示し始めたように思われる。他の学問領域における変化に遅れていたとはいえ、これらの状況変化は、政治学の既存のパラダイムに転換をもたらし得る要因と考えられるからである。

コヘインによれば、第一の変化は、地方レベルから連邦レベルに至るまで、史上最多数の女性たちが公選職に進出し始めたことである。多数の女性の政治的進出は、政治学が女性を研究対象としてもはや無視できなくなりつつある状況を創出した。すなわち、コヘインがいうように、政治学にとっても、現在起

こりつつある変化と認めざるを得ない現象の背景を理解することが必要になってきたのであり、このような女性の進出を理解しようとする問題関心自体が、政治学における「重大なリサーチ・チャレンジ」⁽⁶⁾となったのである。

第二の変化は、「政治学がその研究主題を理解する方法における変化」⁽⁷⁾である。すなわち、政治に参加する女性の増大という事実の反映として、そのような結果が政治過程にどのような変化をもたらすのかという関心が、政治学者の間に喚起されることとなった。このことは、単に政治学の研究対象が女性へと拡大されたことのみならず、「女性の政治行動」や「女性の政治的態度」などが政治研究の上でいかなる重要性をもつかといった、政治学のパラダイムに関わる問題とならざるを得ない。

この第二の変化について、コヘインは、女性の政治参加によって政治過程がどの程度変化するかについては二つの仮説が立てられるとした。すなわち、第一の仮説は、ある程度の適応期間をすぎれば公選職女性の行動パターンは男性と同じになり結局政治過程は変化しないというものである。この仮説の根拠は、女性参政権運動の経験やガンディー、サッチャーなど女性の政治的指導者の行動に求めることができるとされている。これに対し第二の仮説は、女性は男性と異なる特性や関心を政治に持ち込むため、公選職女性の増大は政治過程や政治行動のあり方を変化させるというものである。コヘインは、女性の特性や関心が生物学的な「女性的本質」によるものであれ、男性とは異なる「社会化」によるものであれ、この仮説を検証するためには、伝統的に理解されてきた政治学の従来の学問領域をはるかに超えた領域に観察の目が向けられねばならないと主張し、言葉の使い方、人間関係の作り方、暴力への対応など、女性と男性の性差が現れるすべての範囲を考察の対象に含まねばならないとしている。

第二の仮説の検証にあたってコヘインが主張するアプローチの意義は、それがこれまで政治学者たちが当然視してきた「公的領域」と「私的領域」の二分法に対する「異議申し立て」である点にある。これまで公的——すなわち公式かつ法律上の——生活領域は通常男性と結びつけられ、私的——すなわち家族や家庭の——生活は特に女性と結びつけられて考えられ論じられてきた。これまでの政治学は、ほぼ男性によって独占されてきた「公的領域」にのみ関心を集中させ、「私的生活を他の学問に追いやることによって多くの質問を巧みに避けてきた」⁽⁸⁾が、実は、私的領域への着目こそ、これまで「見えてこなかった＝invisible」⁽⁹⁾女性たちの活発な政治的活動を明らかにするキーなのだとか

ヘインは主張する。

事実、政治学者の間にも変化が生じつつある。近年政治学者の間で、社会史や心理学、社会学等の影響を受け、インフォーマルな権力関係に着目し、伝統的に定義された「公的領域」外の政治のダイナミクスに対する研究関心が高まっているという。コヘインは、このような研究関心が、伝統的な権威関係とは異なる権威のパターンに対する理解を深め、女性が政治力を発揮してきた領域を明らかにすることによって、「ノーマル・ポリティックスの概念にオールタナティブを提示する」⁽¹⁰⁾であろうと期待する。

まさに政治学は、エバンスがいうように、「他の分野からの非学術的な思想や著作までを考慮にいれるなら、非常に大きなチャレンジがその前提に据えられた」⁽¹¹⁾状況にあるといえるのではないだろうか。このような観点にたてば、「女性と政治」研究は、「有用で新しい道具と概念を提供する」⁽¹²⁾ことによって政治学の視野の拡大に貢献し、それによって政治学研究の対象としての女性の重要性を高めたといえるだろう。

今日では、主要な学術誌の多くに「女性と政治」関連の論文を見つけることは困難ではない。1980年からは、文字通り「女性と政治＝Women and Politics」という学術誌も刊行されている。アメリカ政治学会には「女性と政治」のサブ・ディビジョンが設けられた。「女性と政治」は、コヘインがいうように、まさに「有望な学問領域とみなされ始めた」⁽¹³⁾のである。

以上が、アメリカにおける「女性と政治」研究の経緯である。女性の政治的代表的研究は、公選職女性の増加という現実に対応して発展してきたが、州議会と連邦議会の女性議員比率、18.2%、5.8%⁽¹⁴⁾のそれぞれにみられるように、女性は依然政治的過小代表の状態におかれている。したがって、「女性と政治」研究の立場からは当然の帰結として、その原因の探究が実証研究の大きな課題のひとつになっている。同時に、「女性は政治を変え得るかという問いかけ」は、多くの研究者間に共有される問題意識であり、政治学における問題となってきた。

これまでの「女性と政治」の実証研究は、有権者としての女性を対象にその政治意識や政治行動を分析するマス・レベルでの研究と、議員や政党役員などの地位にある女性を対象にその政治的役割を検証するエリート・レベルでの研究の双方においてすすめられてきた。マス・レベルの研究の中で特に注目を集

めたのが、1980年の大統領選挙の投票行動研究の結果明らかになった、政治的指向や政策選好における有権者間の性差＝ジェンダー・ギャップである。政治的態度や投票行動における有意なジェンダー・ギャップの発見によって、候補者たちは、投票行動の予測を含む選挙戦略の分析要因に、「有権者の性差」を新たに加えなければならなくなった⁽¹⁵⁾。他方、エリート・レベルの研究としては、連邦・州・地方議会における女性議員、政党役員、女性官僚に関する研究が行われてきたが、とりわけ女性が議会の中でどのような影響力をもつかについて、各レベルの女性議員を対象にした研究が行われてきた。近年ではマス・レベルにおけるジェンダー・ギャップの発見に触発されて、エリート・レベルのジェンダー・ギャップ、すなわち女性議員と男性議員の間に政治的指向や政策選好、政策の優先順位をめぐる性差が存在するかどうかの発見に関心が向けられている。

本稿は特に「州議会における女性代表」をめぐる研究状況を概観するものである。さきにみたように、全米50州の州議会における女性議員比率の平均は、1991年4月現在で18.2%であり、女性の人口比に比べて大幅に下回る割合である。しかし、それにもかかわらず「女性と政治」との関連で州議会が注目される理由のひとつは、州議会の女性議員比率が連邦議会や地方議会に比して高く、しかも過去20年間で約4倍に伸び今後もその伸長が期待されている⁽¹⁶⁾ことにある。

州議会が研究対象として選ばれるもうひとつの理由は、州議会が、社会福祉や環境問題など市民生活に密着した公共政策の決定機関であり、同時にアフーマティブ・アクション、コンパラブル・ワース⁽¹⁷⁾、妻の財産権など女性の権利に関わる法案の決定機関であることにある。すなわち、州議会に女性議員が増えれば、公共政策の中の性差別が指摘され解消される可能性が高まるかもしれない。もしそうならば、女性議員比率の増大は、性の平等が保障される、より公平な社会の実現に貢献することになるだろう。

さらに州議会は、一般的にいて、アメリカ政治においてより高い公選職に到達するためのキャリア・パスの中で、重要なステップのひとつと考えられている⁽¹⁸⁾。男性の場合には、州議会議員以外にも弁護士やビジネス・エリートなど直接政治には関係のない職業から、知事や連邦議員などのより高い公選職につながるルートが開かれている⁽¹⁹⁾が、女性にはこのルートが十分に開かれているわけではない。したがって、より高い公選職を狙う女性にとって、州議

会議員職は特に重要な意味をもつといえるだろう。

このように、アメリカ政治における州議会の機能を考えると、州議会での女性代表の増加は、単に女性アクティビストたちの目的実現にとどまらず、全体のシステムにとって、ポジティブな効果を持ち得るかもしれないことが推論できる。そうであるならば、州レベルでの女性の代表拡大は、政治学において全体と関わるきわめて実践的な課題となるのである。

本稿は、近年アメリカにおいてすすめられてきた「女性と政治」研究のうち、エリート・レベルでの研究に限定してそのいくつかを、ほぼ「州議会における女性代表」のテーマに沿って再構成し、研究の動向と成果を紹介するものである。対象とされる諸論文は、「女性と政治」研究の問題意識に立つものではあるが、すぐれて実証的な研究である。第Ⅰ章においては、「何故女性議員は少ないのか」の疑問に対してその原因の解明が試みられる。第Ⅱ章においては、議会の政策過程の実証研究から、「女性議員の増大によって政策過程にどのような変化が生じるか」が分析され、第Ⅲ章においては、「どうすれば女性議員を増やすことができるか」の観点から、女性運動の重要性と制度改革の提言が検討される。

第Ⅰ章 女性の政治的過小代表： 政治的進出を阻害する諸要因

女性の政治的過小代表は、いくつかの要因の複合的効果として考えられる。研究者たちによってこれまで挙げられてきたその要因は、着眼点の違いによって、①社会化、②政治文化、③政治構造、の三つに分類して示すことができると思われる。「政治文化」は、研究者によって多様に用いられる概念であるが、一般的にはある政治社会の成員の間に見られる政治の対象や政治過程に対する指向の分布状態を示すものといえることができる⁽¹⁾。いうまでもなく、教育・しつけ等を通して学習されるドミナントな社会的規範や価値は、「政治文化」の一部であると同時にこれによって規定されるものである。また、そのような規範や価値の受容プロセスである「政治的社会化過程」のあり方は、もとより「政治文化」の一部を形成し、「政治構造」の特徴は「政治文化」が反映された結果に他ならない。しかし、本章であえて三つの着眼点による分類を行ったのは、以下のような研究の力点のおかれかたによって、諸要因がより明確に整理され

得ると考えられるからである。そこで、特に性役割に関する規範や価値の受容プロセスに焦点を合わせ、女性の政治的過小代表を生み出している政治的態度の形成過程を分析する研究のタイプをここでは「社会化」と分類することにする。次で、住民の政治参加の伝統や政策プログラムの革新度などに着目してエラザーが類型化した州の政治文化の三つの型（後述）に依拠し、女性の政治的代表的州間格差を分析する研究のタイプを「政治文化」とここでは分類することにする。最後に、「政治構造」は、一般概念上は「権力構造、政治機構、政治制度、政党構成、圧力団体、政治的社会的諸集団、成員の役割分化などの相互関連形態と全体的な配置状況」⁽²⁾を指すと考えられるべきものであるが、本章では女性議員の選出に直接影響すると思われる政治機構、地理的条件、選挙制度に限定して、これらの要因と女性議員比率との関係を分析する研究のタイプを「政治構造」と分類することにする。

1 「社会化」の側面：伝統的性役割の受容

「社会化」が女性の政治的進出を阻害する要因の一つとしてあげられる理由は、それが伝統的性役割を固定化する効果をもつと考えられてきたからである。その効果は、ひとつには、伝統的性役割を内面化することによって生じる女性の側の「自己規制」として現れ、もうひとつは、外側からの性役割規範の押しつけ、すなわち女性に対する社会的「性差別」として現れる。女性自身と社会の双方に受容された性役割規範が女性の政治参加に及ぼす効果は、女性に公選職への挑戦を躊躇させる点に最も大きく現れる。

(1) 女性たちに内面化された性役割規範:

「男性の陰謀＝Male Conspiracy」論

女性の政治参加への法的規制がもはや存在しないにもかかわらず、文化規範は依然として政治を「男の仕事」と定義し、女性を政治公職から排除する。J. カークパトリック（1974）によれば、「まず『生理上の制約』が、政治＝力による支配＝男性、という図式を固定化し、次に文化が、男女の生理上の特質に心理的・社会的・倫理的意味を付与し、これによって作られた『文化上の制約』が『～らしさ』を定義しその規範を内面化させる。こうしてつくられた文化規

範を、女性自身が社会化過程で内面化し、内面化された『役割規範上の制約』が、女性の政治の世界における主体的な活動を阻害する⁽³⁾のである。共同体の支配的価値である文化によって規定された役割規範が、政治の世界における男性の優位を正当化しているこの状態を、カークパトリックは、「男性の陰謀＝Male Conspiracy」⁽⁴⁾と呼んだ。

男性によってつくられた文化規範や性別役割規範を、女性自身がむしろ自発的に内面化していく点に着目した「男性の陰謀」論は、その後多くの研究者に引き継がれ、より実証的な研究の中に展開されてきた。M. リー (1976) は、ニューヨーク州のいくつかの地方自治体の、議員を含む政治活動に熱心な住民たちを対象にした政治参加に関する意識調査を通して、女性に公選職の機会を制限する大きな要因は、育児責任、自己の政治的能力に対する自信の欠如、政治的女性に対する有権者の反感に対する懸念等にあることを発見した⁽⁵⁾。これらのリーの知見に加えてM. ギセンス (1977) がメリーランド州議会の調査から発見したように、女性は男性に比して政界進出年齢が高いこと、そのため女性議員は政治的経験の蓄積や技術の修得において不利であり、不利を克服するために特別な努力が要求されること、さらに政策分野が家庭運営的なものに限定されがちなこと⁽⁶⁾など、女性である故の議会活動上の負担や不満も、女性に政界進出を躊躇させる大きな要因であるように思われる。

S. ウェルチ (1978) も、リーやギセンスと同様育児責任を女性の政治的過小代表の要因に挙げている。しかし、ウェルチは同時に育児責任はあくまでもその「状況的要因」であり、さらに「構造的要因」として「エリジブル・プール＝eligible pool」⁽⁷⁾における女性の過小代表という問題が存在していることを指摘した⁽⁸⁾。すなわち、これまでの知見から明らかなように、「役割規範」と「政治キャリアの追求」が対立した場合、概して女性は「母親役割」つまり「育児責任」を優先させる。しかし、ウェルチが強調するのは、女性が、政治家の最大のエリジブル・プールとされる「弁護士」をはじめ、社会的地位も評価も高い伝統的「男性の職業分野」に進むようには社会化されてこなかったという点である。ウェルチによれば、女性の政治的過小代表は、エリジブル・プールを構成する法律、ビジネス、医療等の専門職分野から、社会化を通して女性が排除されてきた結果であるとも考えられるのである。

連邦議会同様州議会においても、議員の職業的背景は弁護士が主流になりつつある⁽⁹⁾。したがって、女性議員の少さは、まさにR. ダーシー他 (1987)、

ブレドソー&マンロウ（1988）らが指摘するように、女性弁護士の少さに原因がある⁽¹⁰⁾ともいえるだろう。このことを逆に実証する意味で、ダーシー等は、弁護士全体に占める女性の割合と女性州議会議員比率を比較し、その増加傾向がバラレルに関連することを明らかにした。

(2) 強要される性役割規範：慣行化された性差別

女性自身による性役割規範の内面化だけでなく、制度や慣習などによる性役割規範の強要も、女性の政治的過小代表に貢献してきた。女性に対して伝統的性役割規範の遵守が強要され、しかもそれが当然視されている状態をここでは「慣行化された性差別」と呼び、女性の選出に深く関係すると思われる「政党」と「有権者」の間にこの性差別を検証するものである。政党においては、女性候補に対する差別的待遇として、また有権者においては女性候補に対する反感や偏見という形でこの性差別は現れる。

①政党による性差別：「二重基準」と「性別役割分業」

女性に対する政党の差別的待遇は、候補者指名の際に男女で異なる「二重基準＝double standard」を用いること、政党内の地位や党務に明白な男女差があることなどに現れている。

州議会議員選挙の政党候補は予備選挙を通して選出される⁽¹¹⁾。予備選挙では、一定数の有権者の署名を集めた立候補要請書（ノミネーション・ペーパー＝nomination paper）かあるいは供託金を選挙管理委員会に提出し受理されれば、原則的には誰でも候補者になることができる。しかし、P.デュベック（1976）は、その実態を、「公選職は、理論上はオープン・アクセスのはずであるが、実際上は、地方・地域・州レベルの政党組織、特にリーダーたちの支持を通して獲得されてきた」⁽¹²⁾と指摘する。デュベックによれば、非政治的キャリアからでも公選職へのアクセスが十分可能な男性の場合と異なり、女性が公選職を望む場合は、政党内で仕事に励み、政治的能力を証明して「立候補資格」を得るという伝統的手続きに頼らざるを得ない。たとえ党務に励んでも確実に指名を獲得できる保証が得られるわけではない。概して女性が指名されるのは、勝つ見込みのない選挙区で「犠牲の羊＝sacrificial lamb」候補とされる場合か、その選挙区で女性候補であることが特別のインパクトをもつ場合か、あるいは、

女性候補が二重基準によって男性以上に高く設定された指名の資格要件を、クリアできるほどの「注目すべき資格=observable credentials」をもつ場合に限られる。しかしながら、デュベックによれば、いずれにしろ女性候補は政党にとって本命が現れるまでの「場つなぎ=placeholders」的存在にすぎないのである。

しかし一方、女性候補であっても、いったん政党の「正式指名」を獲得してしまえば選挙での成功率に男性と比して特別の不利益はないとする調査結果⁽¹³⁾から、W. ルール (1981) が強調するように、女性の州議会へのアクセス上の不利は、政党による候補者リクルートメントの早い段階、すなわち「フォーマルな指名に先行する候補者決定の段階」にあると考えられる。ルールによれば、民主支配州の中で地方組織が強く、予備選挙前に本命を決めてしまう「プリプライマリー・インドースメント=preprimary endorsement」が行われるところでは、女性は特に不利であるという⁽¹⁴⁾。

クラーク&コーンバーク (1979) は、公選職へのステップング・ストーンとして政党がもつ特質と重要性を基準に、政党内ポジションを、候補者予備軍の「エリート」、エリート予備軍の「インサイダー」、一般党員の「ストールワート=stalwart」の三つに分類し、それらのポジションとジェンダーとの相関を探究した。アメリカおよびカナダの大都市における政党の調査⁽¹⁵⁾から、いずれの場合も女性党員の圧倒的多数がストールワートであること、ストールワートとエリートの構成比が男女で大きく異なり、アメリカにおけるその平均は、男性が3.5対1、女性は16.5対1であることが明らかになった。また男性党員の職業・年収・学歴などの社会的地位やリソースは女性のそれを上回っている。党務にかかる時間やエネルギーの比較では、女性が男性をはるかに上回り、特にエリート・ポジションにいるごく少数の女性たちが党務にかかる時間は男性エリートの3倍であった。加えて、女性は男性に比べて、ボランティア活動を通した党への貢献なしには公選職候補にリクルートされにくいことも明らかにされた。以上のことから、女性が政党内でエリートとなり公選職候補になることは極めて困難な状況にあること、政党内で昇進を果たすためには、社会的地位やリソースにおけるハンディキャップをオーバーワークで補わなければならないことが明らかになった。クラーク&コーンバークは、インサイダーからエリート・ポジションを通して公選職へのアクセスが比較的容易である男性党員に比べ、女性は昇進の道が限定されたままストールワートとして党内雑務に専

念する傾向があり、このような政党内「性別役割分業」が続く限り、インサイダーやエリート・ポジションひいては公選職の女性の過小代表状態は再生産され続けるであろうと指摘している。

以上みたように、女性が出馬決定を既存の政党のリクルートメントに依存する限り、安定した持続的な女性の政治的進出を期待することは困難であるように思われる。N. ハイタワー（1977）は、女性組織が政治的影響力を持ち始めてきたことを指摘し、政党の女性候補に対するネガティブな態度に対抗する手段として、女性組織を中心とした、女性自身による女性候補の積極的なリクルートメント活動の必要性を提言している⁽¹⁶⁾。女性組織の女性候補リクルートメント活動については、第Ⅲ章で詳述する。

②有権者による性差別：女性候補に対する反感と偏見

有権者の性差別意識は、支持政党が女性候補を立てた場合その候補を支持し投票するかどうかの決定に明瞭にみることができる。これは、すなわち、有権者にとって候補者の「性」が政党支持以上に投票行動を決定する基準になるかどうかということに他ならない。

有権者の間に女性候補に対するこのような差別意識が存在するかどうかについての見解は二つに分かれる。ダーシー&シュラム（1977）は、1970、72、74年の全米選挙の調査データ⁽¹⁷⁾から、有権者が投票を決定する最大の要因は政党支持であり、候補者の「性」はこの決定にほとんど影響を与えないと指摘した。すなわち、有権者は支持政党が指名した候補であれば、候補者の性にこだわらないか、あるいは全く無関心のまま投票するのであって、「女性候補」であることを理由に有権者が支持政党の指名候補に投票しないということはないと主張したのである⁽¹⁸⁾。

これに対して、他の研究者たちは、概して、女性候補に対する有権者の性差別意識の存在を主張し、しかし同時にその減少傾向をも指摘している。すなわち、連邦議員選挙を対象とした1970年のギャラップ世論調査の結果では、支持政党の候補であってもそれが女性なら投票しないと答えた有権者は13%、1975、84年の同趣旨の調査では、それぞれ9%、6%であり、女性候補に対する有権者の反感や偏見は存在するが、時と共に減少する傾向を示している。それは、1970年代から80年代全般にわたってアメリカ社会にフェミニズム運動や理論が

広まり、女性自身の政治的態度や、政治的女性に対する有権者の態度に変化が生じてきたためとみられている⁽¹⁹⁾。

ボルギー & ボルギー (1975) は、大学生を対象にした政治意識調査から、特に女子学生の間に、伝統的性役割に対する否定的態度と女性の政治参加に対する肯定的態度との相関がみられることを発見した⁽²⁰⁾。またM. ハーシー (1977) は、大学生の間で、男女を問わず性役割の流動化を肯定する者の中に女性候補に対する積極的な評価を行うものが多いことを明らかにした⁽²¹⁾。これらの二つの調査は、大学生という特定の集団を対象としたものであり、また、彼らの性役割意識と政治的態度との関連を一般的に分析しようとしたものであるから、これらの結果は、必ずしも有権者全体の傾向を明らかにするものではなく、女性候補に対する投票に際しての偏見が減少していることを直接示すものとはいえない。しかし、伝統的性役割を否定する態度をもつ人の割合が、アメリカ社会において近年著しく増加している事実を考慮すると、次のような推論が可能であろう。すなわち、フェミニズムが、有権者の伝統的性役割意識を変化させ、それによって、女性候補への偏見が減少し、その結果、有権者全体としても女性候補に対して偏見なく投票する人の割合が増加するという連鎖が形成されつつあるという推論である。

大学生はフェミニズムの受容度が他の有権者の場合より高いことが既に明らかにされているが、彼らの間では特に、女性候補に対する差別意識が希薄である。エクストランド & エッカート (1981) は、特定の女性候補に対する強い不支持がみられる場合にも、その候補が女性であることよりも、実際には、所属政党やイデオロギーなどが支持態度の隠された真の決定要因になっていることを示し、調査対象となった大学生たちの間に、候補者に対する性による差別が見いだせなかったことを明らかにした⁽²²⁾。

このような研究成果に基づいて、J. クラーク他 (1984) は、有権者間の性役割意識の変化を考慮に入れた調査を行った。彼らは、女性候補に対する有権者の反応を、1968—74年と1976—80年の二つの時期に分け、6州の議会選挙に新人として出馬した候補者の平均得票率を比較した。予備選挙においては単純に男女別比較が、本選挙ではそれぞれの選挙区が「対現職」か「オープンシート」であるかの条件別に男女比較が行われた。その結果、前期にみられた女性候補の不利が後期においてはほぼ解消されていることが明らかにされたのである⁽²³⁾。

女性候補に対する有権者の偏見が減少してきたことは、政治献金に関する研究からも明らかになっている。アーレイナー&シュルツマン(1986)は、1980年の連邦下院議員選挙を調査し、資格要件を同程度に満たす男女の候補者を比較して、選挙資金の調達が女性候補にとって特に有利でも不利でもないことを明らかにした。すなわち、献金者である有権者は、政治にとってレバントな要素を考慮にいたした後は、候補者の性に基づいた差別は行わない⁽²⁴⁾というのである。ベンジー&デクラーク(1985)は、1974年から80年間の連邦議員選挙で、現職男性候補に挑戦した女性候補の資金集めがかなり成功してきたことを挙げ、女性候補の資金調達上の不利は克服されつつあると指摘した⁽²⁵⁾。B.パーレル(1985)も連邦議員選挙の調査から、現職・挑戦者・オープンシート等、候補者ステイタスが共通する男女間では、資金調達上のジェンダー・ギャップが狭まりつつあること、さらに、政党の正式指名を受けた女性候補が資金上の不利をこうむることはないことを明らかにした⁽²⁶⁾。

しかし一方、これらの調査結果とは逆の観察もある。C.レイク(1989)は、1988年の連邦下院議員選挙に出馬した女性候補に対する有権者の反応を分析し、連邦議会のような高いレベルの政治に進出しようとする女性候補に対しては有権者が依然懐疑的であることを明らかにした⁽²⁷⁾。レイクによれば、女性候補が有権者の信頼を得、支持を獲得するためには、能力・体力・当選可能性などにおいて男性候補を上回る資格を備えていること、さらにそれを何度も繰り返し有権者に訴えて確信させることが必要であるという。レイクは、女性候補が男性候補に対抗するためには、「2倍の資格もち、それを2倍の頻度で証明しなければならない」(下線は筆者)と報告している。

2 州の「政治文化」的特性

1において検討された「社会化」は、伝統的性役割規範の内面化または強制を女性の政治的進出の阻害要因として捉えたものであった。すなわち、規範の受容過程という「政治文化」のひとつを、特に性役割規範の社会化に限定してとりあげたのであった。2の「政治文化」では、より広範に、政治参加の形態や官僚制の特徴、地域社会への政府介入の程度、行政プログラム、などの指標を基に類型化された「州の政治文化」と女性議員比率との関連を検証するものである。

州議会における女性議員比率は、州によって大きく異なる。1991年4月現在で女性議員比率が最も高いのは、アリゾナ州の34.4%、最も低いのは、ルイジアナ州の2.1%である⁽²⁸⁾。概してニューイングランド地方や西部の州で高く、南部州では低いという傾向がみられる。このような女性議員比率の州間格差から、女性の政治的進出を促進するまたは阻害する州独自の文化的要因の存在が推定される。

D. エラザー (1966) は、大陸内48州の地域的な政治文化を調査し、前に挙げた指標を基に各州を「伝統主義的政治文化」州、「倫理主義的政治文化」州、「個人主義的政治文化」州の三つに類型化した⁽²⁹⁾。エラザーによれば、「伝統主義的政治文化」は南部に共通してみられる政治文化であり、縦型の社会秩序を重んじ政治の「エリート支配」を強調する。「倫理主義的政治文化」は、北東部、中西部の北側、西部などに位置する州に共通してみられる政治文化である。「倫理主義的政治文化」においては、「政治は公共の利益を発展させるための公的活動であり、政府は公共善の促進に努力しなければならない」とする政治の「タテマエ」的側面がきわめて強く求められる。ここでは、政治へのアマチュア参加が推奨され実際にも多くみられる。「個人主義的政治文化」においては、民主主義的秩序は市場原理を意味するものとされている。東部や西部の一部、中西部の南側の州に特徴的なこの政治文化においては、政治はビジネスであり、議会は才能を競いあって応分の報酬を受ける専門家の職場である。

I. ダイアモンド (1977) は、エラザーによるこの分類を基に、州の政治文化と女性議員比率との関連を探った⁽³⁰⁾。ダイアモンドが指摘するように、「エリートによる政治」を強調する南部に特徴的な「伝統主義的政治文化」が女性の政治的進出を阻害する要因であることは、ルイジアナ州をはじめほとんどの南部州の低い女性議員比率から推測されよう。また、競争と市場原理を特徴とする「個人主義的政治文化」も、ダイアモンドが調査した時点では、女性の政治的進出に有利な環境を提供したわけではなかったように思われる。

ダイアモンドは、女性議員比率の高い州がエラザーの分類による「倫理主義的政治文化」を共通にもつことに着目した。ダイアモンドによれば、「倫理主義的政治文化」州では、政治家の資質として「個人の目標の達成よりは公共の福祉への貢献」が有権者によってきわめて強く要求される傾向があるという。ダイアモンドが指摘するように、このような倫理観が女性に求められてきた伝統的役割規範に合致すること、それに加えて、女性が教育や福祉の分野でボラ

ンティアとして活躍し地域社会に大きな貢献を果たしてきたことなどが、これらの州で女性の政治参加を促進し奨励する環境をつくりだしてきたと考えられよう。おそらく、「倫理主義的政治文化」州の女性議員比率が相対的に高い理由は、このような伝統に求められるであろう。しかしダイヤモンド自身が強調するように、「倫理主義的政治文化」は、女性の政治的進出にとって「必要条件」ではあっても決して「十分条件」ではないのである。

これに対して、ジョーンズ&ネルソン（1981）は、州の「政治文化」と女性の政治参加に対する受容度との相関を一定に認めながらも、州によっては、産・工業化による都市化の進行、その結果としての女性の社会的進出の増大など、むしろ「社会経済的要因」が女性議員比率の上昇とより密接に関連することを、49州の調査によって明らかにした⁽³¹⁾。ジョーンズ&ネルソンによれば、女性議員比率と最も大きな相関を示した「社会経済的要因」は、女性の教育程度と一人あたりの世帯収入とであった。

確かに近年においては、女性の社会的進出が増大した大都市圏を抱える州で、女性議員比率が高くなってきている。これらの州のすべてが、エラザーの分類による「個人主義的政治文化」州に属するわけではないが、生活の多くの局面で競争が激しい大都市圏は、「個人主義的政治文化」が支配的であると考えられるのであり、現在では「個人主義的政治文化」が女性の政治的進出にとって必ずしも大きな阻害要因ではなくなっているといえるだろう。

以上みたように、エラザーの分類による「政治文化」と女性議員比率との間には依然ある程度の相関がみられるとはいえ、その関係はかつてほど強いものではなくなりつつあるように思われる。C. ネケミアス（1987）は、エラザーの政治文化の類型を、I. シャーカンスキー（1969）、C. ジョンソン（1976）らの政治文化研究⁽³²⁾と比較対照し、「伝統主義的政治文化」が女性の政治的進出の大きな阻害要因であることを確認すると同時に、他の政治文化に関してはその分類に用いられた指標の違いから、州によっては「個人主義的政治文化」と「倫理主義的政治文化」の区別の判断が困難な場合が存在することを指摘した⁽³³⁾。ネケミアスに従えば、女性議員比率と政治文化との関係は、女性の政治的進出に不利な「伝統主義的政治文化」とそれに有利な環境を提供する「非伝統主義的政治文化」の二元的分類で十分であるように思われる。

3 「政治構造」：政治活動の機構的・物理的側面

州議会の機構上の特徴や、選挙区から議会までの物理的距離などの条件は、議員の、とりわけ女性のリクルートメントに影響を与える重要な要因と考えられてきた。本節では、議会の「専門家度」、「議会と議員居住地（選挙区）との距離」、「選挙制度」の三つの要因に着目した研究を紹介し、これらの要因と女性議員比率との関係を考察する。

議会の「専門家度」について、ダイヤモンド（前出）は、州議会を「円錐」にたとえて説明する⁽³⁴⁾。ダイヤモンドによれば、最も広い底面は、議員の資格要件が最も緩やかで競争も少い「一般市民による議会」であり、最も細い先端は、資格要件が最も厳格で競争が激しい「専門家議会」である。各州議会はこの円錐上のどこかに位置することになる。議会の「専門家度」は、最先端で最も高く、底面に下るにつれて低くなる。議会の専門家度を測る指標は、議員任期や議会会期、パートタイムかフルタイムかなど議員の身分や権限、報酬や保障などの待遇面に現れる議員職の魅力と重要性、議席の競争程度⁽³⁵⁾、職業・年収・学歴・政治的経験など議員個人の政治的リソース、等々である。ダイヤモンドは、これらの指標を用いて各州議会の専門家度をはかり、議会の専門家度が高くなるほど女性議員比率は低くなることを明らかにした。さきの政治文化との関連で捉えるなら、「倫理主義的政治文化」州で女性議員比率が高い理由は、これらの州の議会が「一般市民による議会」の性格が強いことに求められるといえるであろう。

女性の議員活動に関連する構造的要因としてネケミアス（1985）がとりあげたのは、「州議会がおかれている州都と議員居住地間の距離」という興味深い要因である⁽³⁶⁾。女性の私生活上の責務と議員としての公務を同時に可能にするためには、「それを容易にする自宅から議会までの距離」のような物理的条件が不可欠である。ネケミアスは、この「距離要因」が、「女性議員は男性議員よりも州都に近い選挙区を代表する」というような、女性議員の選出にあるパターンを作りだしているのではないかとする仮説を立て、16州の調査を行った。調査の結果、女性議員の居住地は男性議員の場合より平均して約50キロ州都に近いことが明らかになった。確かに、「自宅から議会までの距離の大きさ」は女性が州議会に進出する際の障壁になっているように思われる。しかし、距離を障壁にしているのは、女性に課せられた家庭責任という伝統的役割規範

に他ならない。したがって、ネケミアスが主張するように、性別役割イデオロギーが流動的になれば、女性の政治的進出に対する障壁としての「距離要因」は克服されるであろう。

政治構造としての選挙システムは、女性議員の選出にとりわけ大きな影響を及ぼすと考えられる。クラーク他（前出）は、選挙制度と女性議員比率との関係を探るため6州を調査し、女性が、単数選出区（小選挙区）よりも複数選出区（一般に議席数と同数の候補者名を連記して選ぶ大選挙区）で候補者になる割合も選出される割合も高いことを明らかにした⁽³⁷⁾。これに続いてダーシー他（1985）も、37州を調査して、女性議員比率が（当時）最も高いニューハンプシャーでは93%の女性議員が、またアイオワなど6州では女性議員の全員が、複数選出区から選ばれていることを明らかにした⁽³⁸⁾。これらの調査結果は、同時に、選挙制度の改編や選挙区再区割りなどによる選挙区の構造的変化が、女性議員比率に大きな影響を与えることを意味している。複数選出区から単数選出区への制度の改編は女性議員の減少を引き起こし、逆の場合は女性議員比率が高くなることが指摘されているからである⁽³⁹⁾。

複数選出区で女性が有利である理由はいくつか挙げられる。小選挙区制のように候補者同士が直接対決して争う形の選挙ではないため、相手を攻撃するよりも自分の資質を訴える戦略を好む女性⁽⁴⁰⁾にとって出馬しやすい選挙形態である、候補者を複数立てることができるため、女性を出馬させて指名候補者間のジェンダー・バランスをとりたい政党リーダーに一種のアファーマティブ・アクションを可能にする⁽⁴¹⁾、連記制なので有権者も女性を投票に含むことに抵抗がなく、同じようにアファーマティブ・アクションを行使する傾向がある⁽⁴²⁾、議席交替率が単数選出区に比べて高い⁽⁴³⁾ため新人で出馬することが多い女性にとって有利である、等である。他方これに対して、大選挙区制は選挙区が広いため選挙運動に時間と費用がかかり、女性にとって必ずしも有利なだけではないという調査もある⁽⁴⁴⁾。

1964年の連邦最高裁による「一人一票」判決以降、多くの州が小選挙区制に移行した。したがって大選挙区制が女性に有利だとしても、1984年現在、州全体または一部で議員を複数選出区から選んでいるのは16州にすぎない⁽⁴⁵⁾。どのような選挙システムが、女性の政治的過小代表の改善に有利であり、さらに社会のすべての構成員に公平な「代表」を保証するのか、その可能性については、第Ⅲ章で検討する。

第Ⅱ章 女性の「代表」の政治的意味： 政治活動におけるジェンダー・ギャップ

「女性の利益は女性によってしか代表され得ない」と、女性たちは考えているのだろうか。また、事実「女性の利益は女性によってしか代表され得ない」という考え方には客観的根拠があるのだろうか。

第Ⅲ章であらためて触れるところではあるが、全米規模の女性政治組織が女性候補のリクルメントとその選出のための活動を活発に展開し始めた背景には、男性中心の議会では女性の権利は擁護されず利益も実現され得ないという危機感が存在していた。

近年、女性代表の選出による議会の質的变化を認めるような研究結果が提出されてきた。すなわち、議会内には男女議員間の政治観や政治スタイルの違いを反映した、政治的指向や政策選好に関わるジェンダー・ギャップの存在が認められること、また女性議員が議会外の女性たちとのネットワークによって新しい政策形成システムを創り出し、政策決定過程にインパクトを与え、それによって女性の利益を代表していること、などが実証研究によって明らかにされ、女性の政治的代表的効果として注目され始めたのである。

本章では、女性の進出による議会の質的变化についての実証分析を中心に検討する。

1 女性議員の政治観：「手をつなぐ政治＝Politics of Connectedness」

女性議員が男性議員とは異なる政治観や政治のスタイルをもつこと、そのような「性差」が女性の利益を代表する政治の実現に深く関わる可能性をもつことがいくつかの実証研究によって明らかにされている。女性の政治観がどのような点で男性と異なり、それは女性議員と男性議員の間にどのような政治スタイル上の違いをつくりだしているのだろうか。

女性は、政治理論からも政治権力からも疎外され続けてきたこと、法律上も経済上も夫や父親に従属を余儀なくされてきたこと、生命の再生産という特別な役割を果たしてきたこと、などの男性とは異なる経験から、権力抗争を政治現象の中心に据えてきた男性の政治観とは異なる政治観を発展させる可能性を

もつと考えられる。ケリー&バージェス（1989）は、このような観点から、女性が分裂より統合、権力の追求よりは相互依存に基づく政治を発展させるとであろうと予測した。ケリー&バージェスは、1984年の全国党大会に出席した民主党の女性代議員の政治観にこのような指向を発見したと報告している⁽¹⁾。

L. キャサリン（1989）は、異なる社会的経験が個人にもたらす政治的指向の違いを、個人主義的態度と相互依存主義的態度の二つに概念化して示した。個人主義的態度が、公私の厳格な分離と主観に対する客観の優位を特徴とするのに対し、相互依存主義的態度においては、公私は分離されず人はコミュニティの一部と考えられ、客観的知識以上に個人の経験が重視される。キャサリンは、1985年のコロラド州議会議員とのインタビューから、男性議員が個人主義的態度を、女性議員が相互依存主義的態度をより強く示す傾向があることを発見した⁽²⁾。

J. フラマング（1984, 85）は、競争や対立ではなく協力と合意の形成を指向する、女性に特徴的にみられるこの政治のスタイルを、「手をつなぐ政治＝Politics of Connectedness」⁽³⁾、あるいは「女性の政治のやり方＝A Women's Way of Doing Politics」⁽⁴⁾と呼んだ。政治観やスタイルにおける男女の性差の存在は、「男性議員が抱く自己イメージは権力を追求する『政治家』であり、他方女性議員が抱く自己イメージは他者に奉仕する『公僕』である」⁽⁵⁾とした他の研究者たちの知見によっても支持されよう。

政治観やスタイルにおけるこのような性差が代表行動に与えるインパクトは、リーダーシップ・ポジションにおいていっそう明確になると思われる。オレゴン州議会の下院議長を務めた女性、V. カッツ（1985）は、労使間抗争をめぐる議会内の民主・共和両党の対立を超党派の立場に立って調停し、合意の形成に成功して州民の政治への信頼を回復したと報告している⁽⁶⁾。またサウス・ダコタ州の上院議長代行を務めたやはり女性であるM. マクルア（1985）は、合意形成はアメリカの州議会における「新しい波」であり、女性はこの新しい波の一部としてリーダーシップ・ポジションに選出されていると述べている⁽⁷⁾。

2 議会におけるジェンダー・ギャップ

「はじめに」の部分で触れたように、アメリカの有権者間でその存在が明らかになった政治的指向や政策選好における男女の性差、すなわちマス・レベルのジェンダー・ギャップは、政治学における投票行動研究の分析対象としてはかりでなく、実際の選挙戦略において考慮されるべき重要な要因として注目されてきた。それでは、このような有権者間のジェンダー・ギャップは、選出される議員間の政治的指向や政策の優先順位をめぐる性差、すなわちエリート・レベルのジェンダー・ギャップにどの程度反映されるのだろうか。

概して、議会外の女性たちは、リベラルという自己評価、社会的弱者のための政府による支出支持、軍事予算の増額反対、環境保護の支持という傾向を示し、議会内の女性たちもこれと同様の傾向をもつことが明らかにされている⁽⁸⁾。また女性有権者間には民主党支持が高いといわれているが、これを「反映」して、1977年には、地方・州・連邦すべてのレベルの議会で、民主党の女性議員数が共和党を上回った⁽⁹⁾とされている。しかし、議会の政策決定過程に関する実証研究は、エリート・レベルのジェンダー・ギャップがマス・レベルのジェンダー・ギャップを忠実に反映するかどうかについて二つの対立する結果を示している。

K. フランコビック (1977) は、1961年—75年の連邦下院議員たちの法案に対する賛否の投票記録の調査から、男女エリート間にはリベラル度に関して明確な性差が存在すると指摘した⁽¹⁰⁾。なぜなら、連邦議会の女性議員たちの間には、党派を超えた「リベラル派」の団結が起こりつつあったからである。フランコビックによれば、女性エリートたちは、連邦議会だけでなく州議会においても「女性コーカス (幹部会)」を結成し、コンパラブル・ワース、育児休業、被虐待女性の保護など、女性の権利に関する法案の成立のため超党派で協力し連帯してきた。このことは、エリート・レベルにジェンダー・ギャップが存在し、それが議会外の女性たちの要求を反映して、政策に大きなインパクトを与えてきた例とみることができるだろう。

これに対して、エリート・レベルのジェンダー・ギャップが必ずしも単純にマス・レベルのジェンダー・ギャップを反映するものではないとした調査結果がある。S. ウェルチ (1985) は、1972年—1980年の連邦下院議員の投票行動の研究から、女性は男性よりややリベラルな方向で投票するものの、その性差

は縮まりつつあること、また女性議員は、数が増えるほど保守化傾向を強めていくことを指摘した⁽¹¹⁾。同様の調査結果は、D. ヒル (1983) によっても明らかにされている。ヒルは、E R A (男女平等憲法修正条項) の批准に関する各州議会の投票中37ケースを調査し、女性議員も男性議員同様パーティ・ライン (党議) に沿って行動することを明らかにした⁽¹²⁾。ヒルによれば、E R A に賛成し党議に反する逸脱者となった共和党の女性議員は、むしろ「少数派」であったために逸脱が可能だったのであり、今後女性議員が増え「正式メンバー」としてその数が無視され得なくなれば同化のプレッシャーが強まり、女性議員が党派を超えて団結し独自の行動を起こすことは困難になることが予想されるという。

3 女性議員比率と女性関連法案

S. キャロル (1985) によれば、圧倒的多数の男性によって占められた議会は、女性の利益に応じて行動してこなかった⁽¹³⁾。例えば、「同一労働同一賃金」は、1942年当時既に大多数の女性がこれを支持していたにもかかわらず、実際に立法化されたのは1963年であった。E R A は、1923年連邦議会で提出されたが、通過したのは約50年後の1972年である。しかし批准州の数が足りず未だ実現に至っていない。1970年には78%の女性が良質な保育施設の建設に賛成していたにもかかわらず、連邦・州いずれもこの要求にまだ十分応えていない。

キャロルによれば、女性たちはこのような経験を通して、自分たちの利益をより十分に迅速に議会で反映させるために、少なくとも三つの戦略を用いてきた。一つはロビイングであるが、この戦略の効果は測定が困難である。もう一つは、女性有権者を動員し、女性の利益をより代表するような候補者に投票することである。しかし候補者に対する政党の影響力や拘束力などを考えると、候補者の選択が難しい。そこで、女性の利益を代表させるために女性自身を代表として議会に選出する第三の戦略が開始された。すなわち、「あるグループが占める政治的ポジションの数と、そのグループの利益が政策過程で認識され議決される程度との間には相関がある」⁽¹⁴⁾と考えられたからである。しかし、キャロルは、より多くの女性が議会に進出すれば、より多くの女性の利益が議会で代表され得るという予測は可能であるとしながらも、女性議員の数の増大が女性の利益のより大きな代表に直接結びつくかどうかの判断は、今後の多く

の実証研究の結果を待たねばならないとしている。

そのような実証研究のひとつとしてキャロルがE. テイラーと行った共同研究(1989)から、女性議員比率と女性・子供・家庭に関するいわゆる女性関連法案の議会通過率との相関には一種の臨界点があること、女性議員比率25%がそれにあたること、が明らかにされた⁽¹⁵⁾。全州議会を対象としたこの調査によれば、女性議員比率が20%以上25%以下の議会では、女性議員の64.3%が女性関連法案に賛成するが、他方女性議員比率が25%以上の議会では、この割合は39.5%に減少する。これについてキャロル&テイラーは、比率が25%以上になると女性は議会で「かなり大きなマイノリティ」となり、「小さなマイノリティ」である場合ほど同性を代表する自覚や責任感を強くもたないのではないかと推測する。現状では女性代表の増大に比例して女性の利益が代表されるとは単純にいえないことから、キャロル&テイラーは、今後選出される女性議員の資質や自覚が、議会における女性の利益の実現に重要な意味をもつと指摘する。すなわち、彼女らによれば、女性議員が女性関連法案を支持して女性の利益の促進に貢献することができるための条件は、単に高い女性議員比率ではなく、女性議員自身のフェミニストとしての深い自己認識である。

他方、女性議員比率と女性関連法案への支持の関係については、キャロル&テイラーと異なる調査結果も現れている。S. トマス(1989)は、12州の議会の議員活動の比較調査から、女性議員比率が高いほど女性議員は女性関連法案の成立に努力すると指摘した⁽¹⁶⁾。すなわち、女性議員比率が高い場合には、女性議員は同じ議会の男性議員以上に、また女性議員比率の低い議会の女性議員以上に、女性関連法案の成立に努力する。しかし、同時に、トマスは、女性関連法案の成立が、女性議員比率の高さによってのみ説明できるものではないとつけ加えている。議会内の公式な女性コーカス(幹部会)の存在によって法案成立が促進されてきた事実も無視できないからである。女性代表の増加がみられる議会にあっても、女性が男性との間に政策決定上の違いを作り出すことができるかどうかは、議会内の同性からのサポートの強さにかかっているとトマスは主張する。

4 女性のネットワーク：新しい「政策形成システム=Policy System」の創出

これまでみてきたように、女性に関する問題や争点が女性議員の間で優先的

にとりあげられるようになった背景の一つに、議会における女性議員比率の増大があることは確かである。しかしそれと同時に、トマス&ウェルチ（1989）は、女性議員比率の増大とはすなわち女性の政治的進出に対する支持のネットワークの拡大である点を強調する。彼女らによれば、女性関連法案に向けられた関心や支持のもう一つの背景は、女性の職場進出の増大である。仕事と家庭の両立が女性労働者に課す二重の負担は、多くの家族に影響を与えてきた。したがって、働く女性をサポートするための立法措置は、社会的要求に応えるものとして当然であった⁽¹⁷⁾のである。すなわち、女性の権利の擁護と利益の獲得は、女性議員たちの努力に加えて、女性議員を支持することによってその実現を求めようとする女性たちのネットワークの組織化とその拡大によって促進されてきたという側面が、同時に検証されなければならない。

これまでみてきた実証研究の知見によれば、女性議員の活動が女性の利益を代表しているためには、議員のフェミニストとしての自己認識、議会内の同性との連帯に加えて、議会外の「女性たちのネットワークとのつながり」⁽¹⁸⁾を保持していることが重要である。事実、女性の利益に関わる重要な公共政策は、女性議員の努力によってだけでなく、議員を支える多くの女性組織や女性政策集団、政策のエキスパートである関連省庁の官僚たちの協力によって実現されてきた。これらの個々のセクター内におけるネットワークの整備と同時に、セクター間を情報・人材を相互に流通させて結びつけるネットワークングもまた進化した。

ゲルプ&パリー（1987）は、女性議員と女性運動の連携が議会と行政を動かし、女性差別を撤廃しその利益を擁護する法案を成立させた成功例として、1974年のE C O A（信販平等法）を挙げる⁽¹⁹⁾。ゲルプ&パリーによれば、E C O Aの成功は、企業経営者の団体や労働組合を含む多様な女性組織のアクティビストが前衛として活動し、女性ロビイストが活躍し、女性議員が100人以上の共同法案提出者を得て連邦下院に法案を提出するに至るといった、まさに政治的女性のネットワークングによってかちとられたものだった。女性議員は、アクティビストやロビイストの主張を背景に、ガイドラインを作成するF R B（連邦準備制度理事会）とも交渉をもち、F R B内のガイドライン作成委員会に影響を与えたのだった。この一連の大きなうねりは、J. フリーマン（1975）が指摘するように、ボランティア、ロビイスト、議員、議員スタッフ、そして行政部の責任者を巻き込むという新しい「政策形成システム=Policy System」

⁽²⁰⁾を創出したのである。ゲルプ（1989）は、アメリカの女性運動が公共政策にインパクトを与えることができたのは、アクティビストたちによる争点の提示から政府部局内のインサイダーたちの協力に至るまで、政治的女性の連携が効果的に行われたからであると指摘している⁽²¹⁾。

第三章 政治的過小代表の解消をめざす運動と制度変革

全米規模の女性組織による運動が、女性の利益を実現するため人的・財政的リソースを政治に進出する女性たちに優先的に供給してきたことは、女性の政治的進出を促進する上で果たしてきた役割という観点にたてば、有効な結果をもたらしているように思われる。さらにその一つの成果として、女性たちは、女性たちによる政・官・民のネットワークを通して、女性の利益を代表させる新しい「政策形成システム」を創り出してきた。このシステムの活用によって、政治のアウトサイダーであった女性たちが大きな政治的影響力を行使することが現実性をもつようになったことは無視できない。

しかしながら、強力な女性組織がどれほど効果的な運動を展開しようとも、また新しい政策形成システムが創出されようとも、女性にとって不利であることが実証された小選挙区制が存続する限り、州議会の女性議員比率の増大には限界があるように思われる。これに対して、単に女性にとってだけではなく、これまで正当に代表されてこなかったマイノリティを含む、社会のあらゆる成員にとって公平な選挙システムは何かという問題が近年議論され始めた。この議論のひとつが、現行の選挙制度のオールタナティブとしての比例代表制をめぐる議論である。選挙制度の変更は、どのような代表が選出されるかにだけでなく、代表によって構成される議会の性質や、議会によって決定される政策のすべてに影響を及ぼさざるをえない。

1 女性候補に対する支援組織の発展

政治のアウトサイダーであった女性が成功するためには、政党外からリソースを手に入れなければならない。女性組織が女性候補支援に積極的に乗り出した背景には、女性候補に対する政党の支援態勢の不備と消極性があった。ボル

ギー他(1986)が、48州の議会の調査から明らかにしたところでは、政党間競争が弱い一党支配州では、多数党はアウトサイダーである女性をリクルートするインセンティブに欠け、一方少数党はアウトサイダーに公選職のチャンスを提供はするものの人的・財政的負担は候補者自身が負わなければならない。また、政党間競争が激しい州では、政党が女性を出馬させ当選させるための条件は一樣ではないが、政党の統制力が強い場合の当選率はかなり低い。従って、いずれにしろ女性が選挙に出馬し成功するためには、二大政党外からのリソースに頼る必要があり、リソースの提供者として女性組織が極めて重要になってくる⁽¹⁾。女性組織が女性候補に提供できるリソースは、選挙資金と選挙戦に精通したボランティアたちの活動である。ボルギー等は、このような女性組織の重要性に鑑み、女性の組織的政治運動が盛んな州で女性議員比率が高いのではないかと予測した。彼らは、女性運動の強さを、NOW(全米女性機構)会員の州人口中に占める割合で計算し、この割合が高い州で女性議員比率が高いことを確認した。

女性議員比率と女性運動の強さとの相関は、W. ルール(1990)の調査によっても確認された⁽²⁾。ルールは、全米50州の議会を1974年から84年にかけて観察し、この間に女性議員比率が著しく上昇した州を「ニュー・ウェーブ州」と名づけ、その共通点を分析した。その結果それらの州に共通して見いだされる特徴は、女性労働人口と女性専門職者の比率が高く、かつNOWの地方支部数が対人口比で多いことであった。

NOWに代表される、社会の主流への女性参加を主張するアメリカの女性運動は、政治においては女性のエリジブル・プールの拡大に貢献し、人的・資金的援助によって女性の指名や選挙のチャンスを拡大してきた。したがって、以上の実証研究が示すように、州内での女性運動の強さは、州議会の女性議員比率の程度に大きな影響を及ぼすと考えられる。既に述べたように、近年全米規模の女性組織は、議会に対する圧力団体としての役割から脱皮し、自ら候補をリクルートし支援し当選させる政治組織に変貌してきた。NOWやNWPC(全米女性政治評議会)は、女性候補の発掘とその支援のためのネットワークを全米に広げ、WCF(女性選挙基金)やEMILY'S LIST(エミリーズリスト)⁽³⁾は、有力な女性候補に多額の資金援助を行っている。

これら全米規模の女性組織の多くは、首都ワシントン市に本部を構え、女性に関する政治的争点について組織としての公式見解を発表し、公にこの見解を

支持する意思表示をした女性の出馬を奨励し、資格要件にかなった女性候補には、資金や専門知識、ボランティア活動家などを提供する。1989年に筆者が行った調査によれば、これらの組織は、コンサルタントを雇い世論調査を実施し、その結果に基づいて候補者とそのスタッフに適宜助言を行う態勢を備えている。さらに候補者やスタッフが選挙技術を磨くことができるように、選挙マネジメントや候補者トレーニングなどの実践プログラムを盛り込んだワークショップを開催するなど、より専門的な支援を行うようになってきている。重要なことは、これらの組織のほとんどが超党派であり、組織の綱領に従う限り、所属政党に関わりなく、連邦レベルや州レベル、また組織によっては地方レベルのあらゆる公選職の女性候補を支援する点である⁽⁴⁾。R. マンデル (1981) によれば、これらの女性組織は、財界、労働界、その他の利益団体に匹敵する政治的影響力を備えた存在になりつつあるという⁽⁵⁾。女性候補支援活動をはじめとする女性運動のネットワークの要として、これら女性組織の重要性は今後いっそう高まるに違いない。

一方、これら女性組織の活発な女性候補支援活動に対抗して、政党の側にも女性候補をとりこもうとする動きがみられるようになった。ダーシー他 (1987) によれば、二大政党も女性候補を増やす戦略を考え始めている⁽⁶⁾。そのひとつとして共和党はG O P A L (共和党女性政治連盟) を、また民主党はエレノア・ルーズベルト基金を創設し、女性に資金上の特別援助を行うプログラムを開始した。二大政党のこのような対応は、まさに多くの女性組織の活動に触発されたものとみることができよう。

2 選挙制度の改革による可能性

既にみたように、現行選挙制度の枠内においても、複数選出区は単数選出区よりもいくつかの点で女性候補に有利であるなどの知見が得られてきた。しかし最近では、女性の政治的過小代表を改善する試みとして、現行制度を超える選挙制度自体の改革を射程にいった研究が行われてきている。選挙制度と女性の政治代表の関係を明らかにしようとする研究は、その性格からしてアメリカ政治にだけ有効なものではない。このアプローチは、他の国々における女性の政治代表を考える際に、比較研究的視座を提供するものとなろう。

ウェルチ&スタドラー (1990) によれば、女性の選出にとって最適な政治シ

ステムと選挙システムは、多党制、政党リスト型比例代表制、大選挙区制が組み合わされた場合であると予想され、逆に女性にとって最も不利なのは、二大政党制で小選挙区制の場合であると予想される⁽⁷⁾。ルール（1987）は、23カ国の比較調査研究から、選挙制度が、女性の政治的リクルートメントを予測する最も有意な指標であることを発見したが、この調査からも、一区の議席数が多い大選挙区での、政党リスト型比例代表制が、女性の選出に積極的な効果をもつことが確認されている⁽⁸⁾。

D. エイミー（1991）は、カトリック国のアイルランドや、1971年まで女性に参政権がなかったスイスのように、これまで性差別が激しいと考えられてきた国々で女性議員比率が高いのは、両国で採用されている選挙制度、すなわち比例代表制のためであると主張する⁽⁹⁾。エイミーによれば、比例代表制がいかにも他の政治的・社会経済的要因から独立して女性候補の選出を促進するかは、社会経済的要因を共有する一国の中で比例代表制と小選挙区制を併用する旧西ドイツの例——1983年の選挙では、比例代表区は小選挙区の4倍の女性当選者をだしている——や、下院を小選挙区制、上院を比例代表制で選出するオーストラリアの例——1983年の選挙の結果、女性議員比率は下院が5%、上院が20%であった——をみれば明かである。

選挙システムは、それが指名のプロセスに与えるプレッシャーを構造化する。すなわち候補者が多数票を獲得しなければならない小選挙区制では、政党は最も安全な候補——多くの場合専門職の白人男性——を指名する。これに対して比例代表制では、リスト型（P. R. / LIST）であれ単記移譲型（P. R. / STV）⁽¹⁰⁾であれ、政党リストや公認候補のリストは、それらのリストが全体的にアピール力をもつように、つまり広範な有権者を代表するようにバランスに配慮して工夫されたものにならざるを得ない。公平な数と、政党リスト型ならさらに公平な名簿登載順位で公認候補の中に女性を含むことは、政党の自己利益ともなるのである。ヨーロッパの政党には、女性候補のクォータを確立したところさえある。アメリカでも、かつて比例代表制によってメンバーが選出されていたオハイオ州クリーブランド市議会では、その制度によって初めて女性が選出された⁽¹¹⁾という。

比例代表制は、女性の政治的代表率を高める選挙システムであるにもかかわらず、アクティビストたちからは、これまであまり大きな関心が払われてこなかった。しかし近年フェミニストたちの間に、民主・共和両党に女性候補のた

めのミニマム・クォータを設けるよう働きかける動きがみられ、他方女性のための「新党」結成の動きもみられる⁽¹²⁾。エイミーによれば、これらの改革案は、比例代表制において効果的となる。なぜなら、小選挙区制ではクォータの実現は困難であること、また比例代表制下であれば小規模の「新党」でも5-10%の得票で議席を確保できるからであるという。

全地域を一つの選挙区として投票する「アト・ラージ(at-large)システム」も、複数選出区と同じ理由から、女性にとって有利とされてきた。しかし一方で女性の選出に有利であるこの制度は、他方で居住地が特定地域に集中する故に小選挙区制を有利とみるマイノリティにとって不利であるとされている。小選挙区制におけるマイノリティの有利は、一般的に、いわゆる「マフーマティブ・ゲリマンダリング=affirmative gerrymandering」⁽¹³⁾がもつ効果によるものとされている。しかし、エイミーによれば、マイノリティの代表の確保をこの方法に頼ることは深刻な限界と問題があり⁽¹⁴⁾、公平な代表の確保にとって決して望ましい解決ではない。他方、比例代表制が現在採用されているニューヨーク市の教育委員会では、マイノリティの人口比にほぼ対応した委員の構成比が実現している。このことからエイミーは、女性とマイノリティ双方の公平な代表を促進するための選挙制度改革が真剣に論議されるべきであり、現行制度のオールタナティブとして比例代表制の採用が検討されるべきであると主張している。

しかしながら、エイミーの主張する選挙制度改革はどれほど現実的可能性をもつのであろうか。本節は、アメリカの選挙制度の詳細に立ち入って検討を試みる意図をもつものではないが、エイミーの主張を理解する手がかりとして、アメリカでこれまで経験されてきた比例代表制を以下にごく簡単にみていくものである。

20世紀初めの地方自治体の政治改革の一環として導入された比例代表制がアメリカで用いられてきたのは、主として地方レベルの議会や教育委員会などの選挙においてであり、州以上のレベルで試みられたことはほとんどなかった⁽¹⁵⁾。またアメリカで用いられてきた比例代表制は、単記移譲式とよばれる型(P. R. / STV)であり、政党全体の得票に応じて票を配分するリスト型比例代表制(P. R. / LIST)とは異なる制度であった⁽¹⁶⁾。単記移譲式比例代表制は、1920年代から40年代までアメリカの22の都市に存在した⁽¹⁷⁾が、現在この型の比例代表制を選挙制度に採用している自治体は、マサチューセッツ州ケンブリッジ

の市議会、ニューヨーク市の教育委員会などにすぎない⁽¹⁸⁾。ほとんどの都市で比例代表制が廃止されていった背景には、候補者指名の影響力を奪われた政党指導者たちの猛烈な反対運動⁽¹⁹⁾など、いくつかの要因が存在する。これらの歴史を振り返ってみると、非党派型選挙と結びつく傾向が強い単記移譲型であれ、多党制へ傾きやすいリスト型であれ、比例代表制の新たな採用には既存の二大政党からの強い反発が予想される。したがって、エイミーが指摘するように、短期的には、比例代表制が州以上のレベルで採用される可能性は極めて小さいと思われる。しかし一方、これまで比例代表制の導入あるいは廃止を、住民投票で決定してきた自治体レベルでは、手続き上もその再導入は比較的容易であると考えられる。エイミーによれば、実際、1988年オハイオ州シンシナティ市では、マイノリティ、女性組織、市民権擁護団体、労働組合、教会などのさまざまなグループが比例代表制の再導入を求める共闘組織を作り、住民投票が行われた。僅差で再導入案は否決されたが、これをめぐる広範な共闘が成立したことから、近い将来同市に比例代表制が実現する可能性は存在すると思われる。地方レベルで比例代表制が実現すれば、小選挙区制以外の選挙制度に対する有権者の関心が高まり、理解も深まるにちがいない。エイミーが主張するように、ますます多様化しつつあるアメリカ社会において、多様なグループの公平な政治的代表を保証する選挙制度のひとつの可能性として比例代表制を無視し続けることは、確かに無意味になりつつあるように思われる。

むすび

女性は、政治的過小代表をどこまで克服できるだろうか。実証研究から、政治的女性に対する偏見や差別は減少しつつあることが確認された。このことから、女性議員の少さの原因は、むしろ候補者不足＝限られたエリジブル・プールにあると考えられる。したがって、政治家のプールを構成する法律など専門職への女性の進出が、今後女性議員比率を高めていくための重要なキーとなるだろう。加えて、このような職業分野への女性の進出は、女性の潜在的能力に対する女性自身の自覚と社会の側の認識を深めるだろう。このような長期的戦略は、女性の政治的進出にとって極めて重要である。

一方、多くの障害を乗り越えて議会に進出した女性たちは、女性の利益を代表するため、「女性の政治のやり方」と女性のネットワークによる新しい「政

策形成システム」によって、公共政策に大きなインパクトを与えてきた。しかし、女性の政治的過小代表状態が大きく改善されたわけではない。この過小代表状態を解消するためには、二大政党制という現行の政治システムに制約されない、超党派の女性政治組織の発展などにみられるような運動と、小選挙区制という選挙制度を変革していくことの両方が必要である。女性の代表を議会に送り出すための女性運動のネットワークは、既に二大政党制の枠を超えて展開しつつある。しかし、小選挙区制に代わって比例代表制などの選挙制度が早急に導入される可能性は、現時点では必ずしも大きいとはいえない。

政治学は、多数の公選職女性の出現によって引き起こされた政治の世界の量的な変化に対して関心を向けたと同時に、女性の積極的政治参加が、果たして既成の政治過程に何らかのインパクトを与え政治を質的に変化させる可能性をもつものなのか、あるいはそうではなく、女性も男性に同化し結局政治は変化しないのかという問題に対しても関心を向けてきた。既に述べたように、政治学はこのような関心から女性をその研究対象としてとりあげ始めたのであった。

女性たちの政治へのアプローチは、これまで男性によっては用いられてきたことのない、従来とはかなり異なるスタイルをもっている。このようなアプローチは、おそらく「私」の領域で、女性たちがさまざまな問題解決に用いてきた伝統的な手法なのであろう。すなわち、女性たちは「公的領域」である政治に進出し、しかも男性とは異なる「私的領域」での経験を通して培われてきた技術と知識を政治の世界で応用し、「女性の政治のやり方」を創出して、政治過程にインパクトを与えてきた。このことは、とりもなおさず、それまで政治学において峻別されてきた「公」と「私」の領域の融合を意味するものであり、従来の政治の理解に新しい視点を加えたものとみることができるだろう。

これまでの実証研究の成果は、女性の参加によって政治に質的变化が引き起こされることを、さまざまなケースをもって示している。したがって、さきに述べた政治学へのインパクトとは、政治学が、既存の政治への女性の同化過程を対象にするのではなく、女性の参加による政治の質的变化を研究することを課題としたことにあり、今後もしそう続けるだろうということにある。今後この文脈において、女性のもつ価値や価値実現の方法の特徴、対立や統合のしかたにみられる女性の特徴といった、「女性」を対象にする研究と、もう一方では、

女性の参加によって実際に引き起こされつつある政治の変化に対する研究とが進められて行くであろう。

しかし、この「政治学の女性学的アプローチ」である「女性と政治」研究が、政治学の基本概念や分析枠組みに根本的な変容をもたらすほどのインパクトを真にもち得るかどうかの判断は、一層の実証研究と理論構築の蓄積を待たねばならないだろう。

註

はじめに

- (1) Friedan, Betty, *The Feminine Mystique* (Dell Publishing Co., Inc., 1983), p. 384
- (2) 女性解放運動の最もラディカルで重要な考えを凝縮している言葉。1960年代後半米国に広がった。以下詳しくは、リサ・タトル著／渡辺和子監訳、『フェミニズム事典』（明石書店、1991）参照
- (3) Evans, Judith, "Feminism within the Discipline of Political Science: Feminist Theory and Political Analysis" in *Feminism and Political Theory* (Sage, 1986), p. 103
- (4) Pateman, Carole, *The Disorder of Women* (Stanford University Press, 1989), pp. 210-211
- (5) Jennings, M. Kent & Farah, Barbara G., "Social Role and Political Resources: An Over-Time Study of Men and Women in Party Elites" in *American Journal of Political Science* (vol. 25, 1981) p. 462
- (6) Keohane, Nannerl O., "Speaking from Silence: Women and the Science of Politics" in Langland, Elizabeth, & Gove, Walter, eds., *A Feminist Perspective in the Academy: the Difference it Makes* (University of Chicago Press, 1981), p. 89
- (7) *ibid.*, p. 90
- (8) *ibid.*, p. 96
- (9) *ibid.*, p. 89
- (10) *ibid.*, p. 91
- (11) Evans, *op. cit.*, p. 104
- (12) Keohane, *op. cit.*, p. 91
- (13) *ibid.*, p. 86
- (14) NWPC, *Factsheet on Women's Political Progress* (NWPC, 1991) による

- (15) マス・レベルのジェンダー・ギャップの分析については以下を参照：
 Baxter, Sandra & Lansing, Marjorie, *Women and Politics* (University of Michigan Press, 1983); Klein, Ethel, *Gender Politics* (Harvard University Press, 1984)
- (16) Thomas, Sue, *Explaining Legislative Support for Women's Issues: the Role of Gender in the California Assembly* (アメリカ中西部政治学会発表論文、1987)
- (17) 同価値労働同一賃金のこと、コンパラブル・ワースについては以下を参照：
 NOW Defence and Education Fund et al. eds., *The State-by-State Guide to Women's Legal Rights* (McGraw-Hill, 1987); *Wisconsin's Task Force on Comparable Worth* (State of Wisconsin, 1985)
- (18) Darcy, Robert et al., *Women, Elections, and Representation* (Longman, 1987), p. 46
- (19) Bledsoe, Timothy, & Munro, Mary H., *Victims of Circumstances: Women in Pursuit of Political Office in America* (アメリカ政治学会発表論文、1988)

第I章

- (1) 大学教育社編、現代政治学事典（ブレーン出版、1991）による。なお、「政治文化」については、以下を参照：
 Almond, Gabriel A. & Verba, Sidney, *The Civic Culture* (Little Brown, 1965); Almond, Gabriel A. & Verba, Sidney eds., *The Civic Culture Revisited* (Little Brown, 1980)
- (2) 大学教育社編、現代政治学事典からの引用
- (3) Kirkpatrick, Jeane J., *Political Woman* (Basic Books, 1974), pp. 8-21
- (4) *ibid.*, p. 19
- (5) Lee, Marcia M., "Why Few Women Hold Public Office: Democracy and Sexual Roles" in *Political Science Quarterly* (vol. 91 no. 2, 1976), pp. 297-314.
- (6) Githens, Marianne, "Spectators, Agitators, or Lawmakers: Women in State Legislatures" in Githens & Prestage, Jewell eds., *A Portrait of Marginality* (David McKay Company, Inc., 1977), pp. 196-209
- (7) "eligibility pool" ともいう。職業や経歴などから、将来政治家になり得る資格をもつとされる人たちの集合。政界の人材供給源。
- (8) Welch, Susan, "Recruitment of Women to Public Office: A Discriminant Analysis" in *Western Political Quarterly* (vol. 31, 1978), pp. 372-380
- (9) Darcy et al., *op. cit.*, p. 96

- (10) *ibid.*; Bledsoe & Munro, *op. cit.*
- (11) 吉野 孝「選挙制度と有権者」(阿部 斉編 アメリカの政治—内政のしくみと外交関係 弘文堂 1992、所収), p. 98
- (12) Dubeck, Paula J., "Women and Access to Political Office: a Comparison of Female and Male State Legislators" in *The Sociological Quarterly* (vol. 17, 1976), pp. 42-52
- (13) Rule, Wilma, "Why Women Don't Run: The Critical Contextual Factors in Women's Legislative Recruitment" in *Western Political Quarterly* (vol. 34, 1981), pp. 60-77
- (14) デュベックとルールが指摘した、いわば「裏の候補者指名プロセス」は、候補者の指名と選出に伝統的に大きな影響力を保持してきた政党の地方組織のボスとその命令によって動くマシンがなお存在することを示唆すると思われる。しかし近年、南部民主党を除けば、民主・共和の両政党とも女性の出馬や選出を必ずしも妨害しているわけではないとする実証研究もいくつか現れている。これについては以下を参照：
Nechemias, Carol, "Change in the Election of Women to US State Legislative Seats" in *Legislative Studies Quarterly* (vol. 12 no. 1, 1987), pp. 125-142; Freeman, Jo, "Feminist Activities at the 1988 Republican Convention" in *PS: Political Science and Politics* (vol. 22, 1989), pp. 29-46; Burrell, Barbara, *Party Politics and Gender in the United States* (アメリカ政治学会発表論文、1992)
- (15) Clarke, Harold, D. & Kornberg, Allan, "Moving Up the Political Escalator: Women Party Officials in the United States and Canada" in *The Journal of Politics* (vol. 41, 1979), pp. 442-477
- (16) Hightower, Nikki R. Van, "The Recruitment of Women for Public Office" in *American Politics Quarterly* (vol. 5 no. 3, 1977), pp. 301-314
- (17) ミシガン大学におかれている Survey Research Center が、大統領および連邦議会議員選挙毎に行っている全国調査 (National Election Survey)
- (18) Darcy, Robert & Schramm, Sarah Slavin, "When Women Run Against Men" in *Public Opinion Quarterly* (vol. 41, 1977), pp. 1-12
- (19) Volgy, Thomas J. & Volgy, Sandra Sue, "Women and Politics: Political Correlates of Sex-Role Acceptance" in *Social Science Quarterly* (vol. 55, 1975), pp. 967-982; Clark, Janet et al., "Women as Legislative Candidates in Six States" in Flammang, Janet A. ed., *Political Women: Current Roles in State and Local Government* (Sage, 1984), pp. 141-155
- (20) Volgy & Volgy, *ibid.*
- (21) Hershey, Marjorie Randon, "The Politics of Androgyny? Sex-Roles and Attitudes Toward Women in Politics" in *American Politics Quarterly* (vol. 5

- no. 3, 1977), pp. 261-287
- (22) Ekstrand, Laurie E. & Eckert, William A., "The Impact of Candidate's Sex on Voter Choice" in *Western Political Quarterly* (vol. 34, 1981), pp. 78-87
- (23) Clark et al., *op. cit.*
- (24) Uhlaner, Carole Jean & Schlozman, Kay Lehman, "Candidate Gender and Congressional Campaign Receipts" in *The Journal of Politics* (vol. 48, 1986), pp. 30-50
- (25) Benze, Jr., James D. & Declercq, Eugene R., "The Importance of Gender in Congressional and Statewide Elections" in *Social Science Quarterly* (vol. 66, 1985), pp. 954-963
- (26) Burrell, Barbara, "Women's and Men's Campaigns for the House of Representatives, 1972-1982: A Gender Gap?" in *American Politics Quarterly* (vol. 13 no. 3, 1985), pp. 251-272
- (27) Lake, Celinda, *Campaigning in a Different Voice* (EMILY'S LIST 委嘱論文, 1989)
- (28) NWPC, *Factsheet on Women's Political Progress* (NWPC, 1991)
- (29) エラザーが、政治文化の類型化に用いた指標は、各州の州史、政府公式文書、投票記録などのデータをもとに作った、政治参加の程度、官僚制の規模と官僚たちの役割、地域社会への政府介入、政府新規プログラムの範囲・規模・費用などである。1966年の初版 (Crowell) では調査州はアメリカ本土の48州であったが、1972年の第二版ではハワイ、アラスカも含まれている。後で引用する関連文献は初版を対象としている。州文化の類型化に関する記述の部分はここでは第二版を引用した。
- Elazar, Daniel, *American Federalism: A View from the States*, Second Edition (Harper & Row, 1972), pp. 85-126
- (30) Diamond, Irene, *Sex Roles in the State House* (Yale University Press, 1977), pp. 1-30
- (31) Jones, Charles A. & Nelson, Albert J., "Correlates of Women's Representation in Lower State Legislative Chambers" in *Social Behavior and Personality* (vol. 9, 1981), pp. 9-15
- (32) Sharkansky, Ira, "The Utility of Elazar's Political Culture" in *Polity* (vol. 2, 1969), pp. 66-83; Johnson, Charles A., "Political Culture in American States: Elazar's Formulation Examined" in *American Journal of Political Science* (vol. 20 no. 3, 1976), pp. 491-509
- (33) Nechemias, Carol, "Change in the Election of Women to US State Legislative Seats" in *Legislative Studies Quarterly* (vol. 12 no. 1, 1987), pp. 125-142

- (34) Diamond, *op. cit.*, p. 4
- (35) ダイヤモンドは、人口10万人あたりの議席数＝議席比として議席をめぐる競争率を計算した。議席比の低い方が競争率は高くなる。
- (36) Nechemias, Carol, "Geographic Mobility and Women's Access to State Legislature" in *Western Political Quarterly* (vol. 38, 1985), pp. 119-131
- (37) Clark et al., *op. cit.*
- (38) Darcy, Robert et al., "Women Candidates in Single- and Multi-Member Districts: American State Legislative Races" in *Social Science Quarterly* (vol. 66, 1985), pp. 945-953
- (39) *ibid.*
- (40) Kirkpatrick, *op. cit.*, pp. 94-95
- (41) Darcy et al. (1985), *op. cit.*
- (42) *ibid.*
- (43) Welch, Susan & Studlar, Donley T., "Multi-Member Districts and the Representation of Women: Evidence from Britain and the United States" in *The Journal of Politics* (vol. 52 no. 2, 1990), pp. 391-412
- (44) Clark et al., *op. cit.*; Flammang, Janet A., "Filling the Party Vacuum: Women at the Grassroots Level in the Local Politics" in Flammang ed., *Political Women: Current Roles in State and Local Government* (Sage, 1984), p. 90
- (45) Niemi, Richard G. et al., "The Impact of Multimember Districts on Party Representation in US State Legislatures" in *Legislative Studies Quarterly* (vol. 10 no. 4, 1985), pp. 441-455

第Ⅱ章

- (1) Kelly, Rita Mae, & Burgess, Jayne, "Gender and the Meaning of Power and Politics" in *Women and Politics* (vol. 9, 1989), pp. 47-82
- (2) Kathlene, Lyn, "Uncovering the Political Impacts of Gender: an Exploratory Study" in *Western Political Quarterly* (vol. 42, 1989), pp. 397-421
- (3) Flammang, Janet A., *Political Women: Current Roles in State and Local Government* (Sage, 1984), pp. 12-13
- (4) Flammang, Janet A., "Female Officials in the Feminist Capital: the Case of Santa Clara County" in *Western Political Quarterly* (Vol. 38, 1985), pp. 94-118
- (5) Bers, Trudy Haffron, "Local Political Elites: Men and Women on Boards of Education" in *Western Political Quarterly* (vol.31, 1978), pp. 381-391; Antolini, Denise, "Women in Local Government: An Overview" in Flam-

- mang ed., *Political Women: Current Roles in State and Local Government* (Sage, 1984), pp. 23-40; Thomas, Sue, *The Effect of Gender on Constituency Service* (アメリカ政治学会発表論文、1987年)
- (6) Katz, Vera, "Women Chart New Legislative Course" in *The Journal of State Government* (The Council of State Governments, September / October 1987), pp. 213-215
- (7) McClure, Mary, "Leaders among Equals" in *The Journal of State Government* (The Council of State Governments, September / October 1987), pp. 219-222
- (8) Darcy et al. (1987), *op. cit.*, p.38
- (9) Rossi, Alice, "Beyond the Gender Gap: Women's Bid for Political Power" in *Social Science Quarterly* (vol. 64, 1989), pp. 718-733
- (10) Frankovic, Kathleen A., "Sex and Voting in the US House of Representatives 1961-1975" in *American Politics Quarterly* (vol. 5 no. 3, 1977), pp. 315-330
- (11) Welch, Susan, "Are Women More Liberal than Men in the US Congress?" in *Legislative Studies Quarterly* (vol. 10 no. 1, 1985), pp. 125-134
- (12) Hill, David, "Women State Legislators and Party Voting on ERA" in *Social Science Quarterly* (vol. 64, 1983), pp. 318-326
- (13) Carroll, Susan J., *Women as Candidates in American Politics* (Indiana University Press, 1985), pp. 15-21
- (14) Amundsen, Kirsten, *The Silenced Majority: Women and American Democracy* (Prentice-Hall, 1971), p. 66
- (15) Carroll, Susan J. & Taylor, Ella, *Gender Differences in Policy Priorities of US State Legislators* (アメリカ政治学会発表論文、1989)
- (16) Thomas, Sue, *The Impact of Women on State Legislative Policies* (アメリカ政治学会発表論文、1989)
- (17) Thomas, Sue, & Welch, Susan, *The Impact of Gender on Activities and Priorities of State Legislators* (アメリカ中西部政治学会発表論文、1989)
- (18) Carroll & Taylor, *op. cit.*
- (19) Gelb, Joyce & Palley, Marian Lief, *Women and Public Policies*, Revised and Expanded Edition (Princeton University Press, 1987), pp. 61-92
- (20) Freeman, Jo, *The Politics of Women's Liberation* (David McKay, 1975), p. 220
- (21) Gelb, Joyce, *Feminism and Politics: A Comparative Perspective* (University of California Press, 1989), p. 98-103

第Ⅲ章

- (1) Volgy, Thomas J. et al., "Female Representation and the Quest for Resources: Feminist Activism and Electoral Success" in *Social Science Quarterly* (vol. 67, 1986), pp. 156-168
- (2) Rule, Wilma, "Why More Women Are State Legislators—A Research Note" in *Western Political Quarterly* (vol. 43, 1990), pp. 437-448
- (3) "Early Money Is Like Yeast." の頭文字をとった女性組織で、民主党女性候補の資金援助団体。
- (4) 女性組織が候補者を支援する条件としては、E R A 支持、中絶選択権支持などのフェミニスト的立場を候補者が明確にもつことに加えて、当選可能性の評価がある。またNOWは無党派、NWPC、WCFは超党派だが、比較的最近つくられたEMILY'S LIST (1985)は民主党の女性のみ、WISH LIST (1991)は共和党の女性のみを支援するフェミニスト組織である。さらに、NOWは他の女性組織と異なり、支援のための資格要件を満たす候補者で実績を示していれば男性現職候補に対しても支援を行ってきた。1978年のニューヨーク州知事予備選挙に見られたように、NOWが州支部とニューヨーク市支部の間で、男女いずれの候補を支援するかについて異なる決定が行われた例もある。この点では、NOWはイッシュー指向的であるといえる。
- (5) Mandel, Ruth, *In the Running* (Beacon Press, 1981), pp. 205-230
- (6) Darcy et al. (1987), *op. cit.*, pp.157
- (7) Welch & Studlar, *op. cit.*
- (8) Rule, Wilma, "Electoral Systems, Contextual Factors and Women's Opportunity for Election to Parliament in Twenty-Three Democracies" in *Western Political Quarterly* (vol. 40, 1987), pp. 477-498
- (9) Amy, Douglas J., *Improving Representation for Women and Minorities: Is Proportional Representation the Key?* (アメリカ政治学会発表論文、1991)
- (10) Katz, Richard S., "The Single Transferable Vote and Proportional Representation" in Lijphart, Arend & Grofman, Bernard eds., *Choosing an Election System* (Praeger, 1984) は、政党の得票に応じた議席配分ではないS T V型を比例代表制と呼ぶべきかどうかについて論じている。
- (11) Amy, *op. cit.*
- (12) NOW, *National NOW Times* (NOW, Nov / Dec, 1990)
- (13) マイノリティ・グループのメンバーが次の選挙で勝てるよう意図的に工夫された選挙区の再区割り法 (*The Dorsey Dictionary of American Government and Politics* による)
- (14) エイミーの批判の主なものは、アフーマティブ・ゲリマンダリングが、

マイノリティ・グループが選挙区の多数派となるような、すなわち居住地域が人種差別的に分離された地域を選挙区とするレベルの選挙では有効であるが、選挙区が大きくなる州や連邦レベルの選挙では有効ではなく代表を選出するのが困難になること、そもそもそのような人種差別に依拠した選挙制度は望ましくないこと、などである。

- (15) Hallett, Jr., George H., *Proportional Representation—The Key to Democracy* (Hyperion Press, Inc., 1979)によれば、州議会選挙に比例代表制を導入しようとしたニューヨーク州の例が挙げられている。また、Weaver, Leon, “The Rise, Decline, and Resurrection of Proportional Representation in Local Governments in the United States” in Grofman, Bernard & Lijphart, Arend eds., *Electoral Laws and their Political Consequences* (Agathon Press, Inc., 1986)によれば、プエルト・リコでは、上下両院選挙に比例代表リスト型が用いられているという。
- (16) エイミーは、比例代表制について、リスト型・STV型とも政党の得票数に応じて議席数が決められるように論述しているが、STV型は候補者個人への投票であり、政党の得票総数が計算されることはない。
- なお、比例代表制については、以下を参照：
- Grofman, Bernard & Lijphart, Arend eds., *Electoral Laws and their Political Consequences* (Agathon Press, Inc., 1986); Lijphart, Arend & Grofman, Bernard eds., *Choosing an Electoral System: Issues and Alternatives* (Praeger, 1984); Lakeman, Enid, *How Democracies Vote* (Faber and Faber, 1974)
- (17) 註(14)の Weaver, *op. cit.*, p.140 さらに教育委員の選挙を別に数えればその数はおよそ60にのぼるといふ。
- (18) *ibid.*
- (19) *ibid.*, pp. 142-145

Women and Politics in the United States
— Focusing on Female Representatives in State Legislatures —

Masako AIUCHI*

Introduction "Women and Politics": A Feminist Approach to Political Science

I Political Underrepresentation of Women:

Analysis on Factors Preventing Women from Holding Public Office

1 Socialization Theory: How Women Accept a Gender Role

(1) The Internalized Gender Role: "Male Conspiracy"

(2) The Institutionalized Gender Role: Gender Discrimination in Society

① Political Parties: A Culprit of Gender Discrimination?

— "Double Standard" and "Sexual Division of Labor" in Political Parties —

② Voter Hostility: "No" to Women?

2 States' "Political Culture" and Patterns of Female Representation

3 "Political Structure" and its Impact on Female Representation

II Does Having Women in Office Make a Difference?: A Gender Gap among Elites

1 "Politics of Connectedness": Women's View on Politics

2 A Gender Gap in the House

3 Legislative Support for Women's Issues: The Impact of Proportion of Women in Office

4 A New "Policy System": The Network of Political Women

III Strategies for Change: Women's Movement and Reform of the Electoral System

1 "Women Help Women": Organizational Support for Female

*Dissertator, Political Science, Hokkaido University

Candidates

2 Changing the Electoral System: The Key to More Women in Office

Conclusion

Over various obstacles in the way to public office, more and more women in the United States have entered politics since the mid-1970s. Women in office have earned credentials as representing women's interests, which have been unrecognized or virtually ignored by their male counterparts. Since "Women Help Women" is the key to the successful performance of female representatives at every level of politics in the United States, women's networks and their organizational support for women in legislature are increasingly crucial today.

The existing electoral system, however, seems to work counter to electing women to public office. Changing the electoral system toward fair representation in politics is, therefore, suggested to reflect the gender and racial diversity in American society.

In introduction, the author claims the propriety of studying women as an essential actor in politics, who, so far have been totally neglected and excluded from the mainstream of political science.

The first chapter tries to examine theories with different perspectives to investigate the cause of paucity of women in politics. Those theories examined here range wide from "Socialization" to "Political Structure."

In answering the major question concerning the utility of increased female representation in politics, the second chapter shows cases where women in office have made a difference than their male counterparts, in such ways as conceptualizing politics and putting policy priorities, and then have had a significant impact on policy-making process. The most notable in the second chapter on American women and politics is that various women's groups with their own *intra*-group networks have established a coalition, creating nationwide *inter*-group networks to help women representatives put forward their shared political goals more

fiercely in the state and national legislative bodies.

Finally, the third chapter investigates the strategic theories for electing more women to public office, stressing the importance of the role of women's organizations which give technical and financial support to prospective women candidates. The chapter also explores the possible change that the electoral switch from the prevailing single-member district to the proportional-representation system would bring to the political landscape in the United States.

In conclusion, the author argues that the more research on women and politics would lead to the change of the paradigm and methods in studying political science in future. With more women active in politics, political scientists would have to think women as an integral subject matter to their analysis of political phenomena.